

委託仕様書

1 件名

東京芸術祭 2020 野外劇制作運営の業務委託

2 履行期間

契約締結の翌日から 2020 年 12 月 31 日まで

3 履行場所 東京芸術祭実行委員会（以下、「当委員会」という。）の指定する場所

4 事業概要

当委員会は、東京都が掲げる「東京文化ビジョン」を実現する中核的な機関として東京芸術祭を実施しており、東京芸術祭 2020 野外劇はその主となる一部門である。

5 委託内容

当委員会は、東京芸術祭 2020 野外劇を実施するため、下記の業務について委託する。委託内容の詳細については別添 2 「委託条件書」を参照のこと。

- (1) 制作事務局の運営
- (2) 当委員会が指定する演出家、出演者とのやりとり
- (3) 上演に必要なスタッフの手配
- (4) 上演に必要な機材の手配
- (5) 会場との調整及び打合せ
- (6) 公演制作
- (7) 広報
- (8) 事業の記録
- (9) その他、上記業務に付随する業務全般

6 個人情報の取り扱い、情報セキュリティ及び事故等の対応

- (1) 個人情報の保護の重要性に照らし、委託業務の実施にあたっては、別紙3「個人情報の取扱いに関する特記事項」に則りその取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。
- (2) 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティについて体制が整っていることを確認するため、契約締結時に受託者においてこれらを定めたプライバシーポリシー等の規定や情報セキュリティに関する安全管理措置(マニュアル)等を提出すること。
- (3) 個人情報の漏えい及び情報セキュリティに関する事故を含め、事業に係る事件・事故・苦情等が発生した場合には、速やかに当委員会へ報告すること。また、契約締結後速やかに当委員会と調整し、緊急事態発生時の連絡体制を作成すること。

7 支払方法

支払いは月毎とし、月毎の業務報告書の提出を受け履行確認した後に、受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。なお、消費税については、毎月の業務完了日における税率をもって請求すること。

8 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 その他

- (1) 実施内容については、契約締結後、当委員会と協議の上、確定することとする。
- (2) 本委託仕様書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は、委託業務の実施にあたっては、この契約に関連する他の法令等を十分に遵守しなければならない。

- (4) 本業務委託により作成した制作物の著作権その他本業務により得た一切の権利は、当委員会に帰属し、受託者は全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を譲渡する。また、受託者は、当委員会が許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務委託に係る著作権等の各種権利処理を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務委託により作成した制作物に関して、第三者の著作権その他の一切の権利を侵害していないことを保証する。

10 担当

東京芸術祭実行委員会事務局 尾崎・村岡

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-28 九段ファーストプレイス8階

アーツカウンシル東京内

電話 050-1746-0996 (平日10時～18時)

FAX 03-6256-8828